

# 境川かわまちを進める会 規約

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本会は、浦安市の中央を流れ、これまでの歴史を見つめ続けてきた「浦安の背骨」とも言える境川とその周辺エリアにおいて、「境川かわまちづくり計画【長期構想】」に定められた基本方針に則り、地域住民及び関係者が協力して「境川かわまちづくり」の活動・取組を実践することを目的とする。また、本会は、市民や民間団体等が主体となって持続的な境川かわまちづくりを推進するため、行政と連携しながら、境川の水辺空間を活用し、地域の魅力と活力を高める活動を展開する。

(定義)

**第2条** この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本会 「境川かわまちを進める会」をいう。
- (2) 本会員 本会を構成する個人を単位とする会員であり、境川かわまちづくりに関する事業又は活動の企画又は調整等に主体的に関与する者をいう。
- (3) 部会 本会の活動単位としてテーマごとに設置する「境川かわまちを進める会 部会」をいう。
- (4) 部会員 境川かわまちづくりの活動に関心を持ち、部会に参加する個人であり、部会の活動や情報共有等を通じて境川かわまちづくりに関与する者をいう。
- (5) 経営会議 本会員及び事務局が出席して開催される会議であり、本会の重要事項(年度活動方針、規約改正、役員選任等)を審議及び議決するものをいう。
- (6) 定例会議 本会員及び事務局が出席して定例的に開催される会議であり、本会の運営方針及び活動に関する事項を検討するものをいう。
- (7) 推進協力団体 本会の目的及び境川かわまちづくりの趣旨に賛同し、部会に所属して活動への協力、支援等を行う意思を有する団体をいう。
- (8) 事務局 浦安市を中心とした本会の運営支援等を担う機関(外部支援機関(浦安市が業務委託をする者をいう。)を含む。)をいう。
- (9) 協議会 浦安市が境川かわまちづくりを推進することを目的に設置した「境川かわまちづくり推進協議会」をいう。

(活動)

**第3条** 本会は、第1条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 境川周辺の水・自然環境の保全・再生に関する活動
- (2) 境川周辺の歴史・文化の継承及び発信に関する活動
- (3) 境川周辺の賑わいや交流の創出に関する活動
- (4) 浦安市の子どもたちの教育、福祉及び健全育成に資する活動
- (5) 境川かわまちづくりに関する関係主体(市民、団体、事業者及び行政等)との連携及び情報共有

- (6) 境川かわまちづくりに関する各種提案、情報発信
- (7) その他本会の目的に合致した活動

(事務局)

**第4条** 本会の事務局は、浦安市に置き、浦安市が本会の運営に係る実務を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、外部支援機関等が、浦安市の指示の下、本会の運営に係る実務(会議運営、資料作成及び会員管理等)を補助的に担うことができる。

(協議会)

**第5条** 本会は、協議会における境川かわまちづくりの推進主体として位置付けられる。

- 2 本会は、その活動内容や成果を、年1回程度、協議会に報告し、助言を受ける。協議会からの助言は、本会の活動改善や発展のために尊重し、これを反映するものとする。

## 第2章 会員

(本会員及び推進協力団体)

**第6条** 本会員は、個人を単位とする。

- 2 部会員は、本会員には含まれないが、本会を支える立場として位置付けられる。部会員としての入会を希望する個人は、所定の方法により申込みを行い、定例会議での承認をもって認定されるものとする。
- 3 推進協力団体は、本会員には含まれないが、部会に所属し、境川かわまちづくりに関する活動に協力する団体として位置付けられる。推進協力団体としての入会を希望する団体は、所定の方法により申込みを行い、定例会議での承認をもって認定されるものとし、反社会的勢力又はそれに準ずる団体の入会は認めない。推進協力団体は、部会の活動に協力することを基本とする。

(任期・選出等)

**第7条** 本会員の数は、各部会から上限3名、全体で9名以内とする。

- 2 本会員の選出は、推進協力団体につき1名以内とする。
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 新たな選出は、部会内での立候補、推薦及び合意に基づき、事務局との調整を経て行う。
- 5 再任に当たっては、任期満了前に当該会員が所属する部会を開催し、再任の意向を表明し、部会の合意を得ることを要件とする。この場合において、任期満了の2か月前を目途に、当該会員に対し再任の意向確認を行うものとし、その補助として事務局が調整支援を行う。
- 6 任期満了に伴う再任又は欠員が生じた場合に、部会の開催や合意形成が困難な場合は、定例会議での協議を経て調整を行う。この場合において、必要に応じて、事務局がその補助を行うことができる。
- 7 本会員は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 推進協力団体に所属する者
  - (2) 推進協力団体からの推薦を受けた者

- (3) 境川かわまちづくりに関する活動実績を有し、第10条に規定する部会においてその実績が認められた者

### 第3章 会議体

(経営会議)

**第8条** 経営会議は、本会員及び事務局により原則年1回開催するほか、必要に応じて臨時の会議を開催する。

- 2 経営会議では、次に掲げる事項を審議・議決する。
  - (1) 年度活動方針及び報告
  - (2) 規約の改正
  - (3) 会長及び副会長の選任
  - (4) その他重要事項
- 3 経営会議の議決は、出席した本会員の過半数の賛成をもって決する。

(定例会議)

**第9条** 定例会議は、本会員及び事務局により定例的に開催する。

- 2 定例会議は、本会員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 定例会議では、以下の事項を検討する。
  - (1) 本会の運営方針
  - (2) 境川かわまちづくりの推進に必要な事項
  - (3) 部会員の入会及び除名等に関する事項

(部会の設置)

**第10条** 本会は、本会の活動単位として、テーマごとに部会(通称「境川かわまちを進める会メンバーズ」)を設置する。

- 2 部会は、次の3つからなる。
  - (1) 水・自然環境部会
  - (2) 歴史・文化部会
  - (3) 水辺・水面利用部会
- 3 各部会には、活動に関心のある部会員又は団体が所属することができる。
- 4 部会員は、各部会のいずれかに所属するものとし、複数部会への参加も可とする。
- 5 各部会の開催、運営及び情報共有の方法は、部会員の協議により定める。
- 6 全体への情報共有が必要な場合は、合同部会や全体交流会を開催することができる。

### 第4章 役員

(役員)

**第11条** 本会に、会長、副会長及び会計責任者を1人置く。

- 2 会長、副会長及び会計責任者は、本会員の互選により選出され、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計責任者は、本会の収支状況を把握し、会計の管理及び年1回の経営会議における会計報告を担う。

なお、実際の出納や保管等の実務については、定例会議での協議を経て、本会員又は事務局に委任することができる。

## 第5章 会計

(会計)

- 第12条** 本会の活動に要する経費は、寄附金、助成金、協賛金、収益事業による収入及び使用料等をもって充てる。
- 2 本会は会員からの会費を徴収しない。
  - 3 必要に応じてイベントに参加する個人又は団体(民間事業者等を含む。)から参加費その他の実費等を徴収する場合がある。
  - 4 支出については、本会の運営に必要な経費、活動費及び地域への還元に資する本会の目的に沿った用途に充てるものとする。

## 第6章 雑則

(退会及び会員資格の喪失)

- 第13条** 本会員又は部会員は、退会を希望する場合、メール等で退会の旨を事務局に通知することで随時退会することができる。
- 2 本会員又は部会員が次のいずれかに該当する場合、定例会議での協議の結果、その資格を喪失することができる。
    - (1) 本規約の目的に反する行為を行った場合
    - (2) 政治・宗教活動その他、本会の運営を著しく妨げた場合
    - (3) その他、資格喪失となる正当な事由がある場合

(規約の改正)

- 第14条** 本規約の改正は、経営会議において本会員の過半数の同意をもって行う。この場合において、改正の内容については、協議会に報告し、必要に応じて助言を受けるものとする。

(解散)

- 第15条** 本会は、経営会議において本会員の3分の2以上の同意をもって解散することができる。

(規約に定めのない事項)

- 第16条** 本規約に定めのない事項については、定例会議での協議を経て定めるものとする。決定事項については、必要に応じて協議会に報告し、助言を受ける。

(会計に関する監査機能の導入)

**第17条** 将来的な必要性に応じて、会計の透明性及び信頼性を確保するため、定例会議での協議を経て、監査機能を担う役割や体制を設けることができる。

附則

本会の設立日は、令和8年1月16日とする。

本規約は、令和8年1月16日より施行する。